

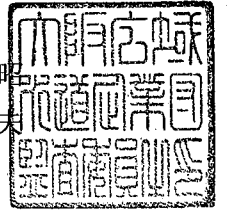
監 査 結 果 報 告 書
(令和4年1月21日付け報告)

企 監 第 63 号
令和 4 年 1 月 21 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

小 田 利 明
塩 尻 明 夫



監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を執行した結果を、同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 監査対象機関

| 所管部局 | 監査対象機関 | |
|---------|---------|---|
| 経営管理部 | 経営管理部 | 村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター、藤井寺水道センター、泉南水道センター、四條畷水道センター、大阪狭山水道センター、阪南水道センター、豊能水道センター、忠岡水道センター、熊取水道センター、田尻水道センター、岬水道センター、太子水道センター、河南水道センター、千早赤阪水道センター |
| 事業管理部 | 事業管理部 | |
| 議会事務局 | 議会事務局 | |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局 | |

(3) 監査実施日

令和3年7月1日から同年10月7日まで

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

2. 監査の結果

監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

企 監 第 67 号
令和 4 年 1 月 21 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員 小田 利
同 塩尻 明



監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を執行した結果を、同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和2年度における工事の執行

(2) 監査対象

| 監査対象機関 | 監査対象工事 |
|---------|----------------------|
| 東部水道事業所 | 配水管布設工事（大庭三島連絡管・守口市） |

(3) 監査実施日

令和3年12月10日

(4) 監査の実施方針

令和2年度における工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的・効率的に行われているかを主眼として、技術的な視点で監査した。

2. 監査の結果

監査対象工事の執行は、監査実施日時点においておおむね適正であることを認めた。

3. その他

監査実施後の令和3年12月16日に、シールド坑道内に水及び土砂が流入し、坑道内に作業員が閉じ込められた。事故が発生したことは大変遺憾であるが、その後の関係機関との連絡や懸命な排水作業等により、作業員が無事救助されたことは何よりであった。

工事監査においては、出水時を含む緊急時の体制や対応が事業者において定められていることは確認したところであるが、今後、事故原因や事故時の対応について調査するとともに、再発防止に努めていただきたい。

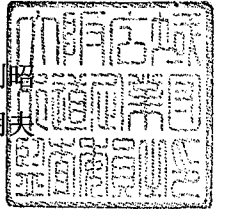
企 監 第 68 号

令和4年1月21日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

小田 利昭
塩尻 明夫



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査の結果のとおり

検査の結果

1. 検査の概要

(1) 検査の範囲

令和3年7月から令和3年10月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

(2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

(3) 検査実施日

令和3年10月4日から令和3年12月16日まで

(4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、确实、有利に行われていたかを検査した。

2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。